

平成19年9月25日（火）

（午前10時41分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第24 議案第17号 工事請負契約の締結について と日程第25 議案第18号 物品購入契約の締結について

○議長（中上良隆君）日程第24 議案第17号 工事請負契約の締結について と日程第25 議案第18号 物品購入契約の締結についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それでは、ただ今上程されました追加議案についてご説明を申し上げます。

議案第17号は、工事請負契約の締結についてであります。これは、橋本市デジタル防災行政無線システム整備工事施工のため、制限付一般競争入札を執行しましたところ、株式会社富士通ゼネラル近畿情報通信ネットワーク営業部が落札しましたので、請負契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるところであります。

議案第18号は、物品購入契約の締結についてであります。これは、橋本市教育用コンピュータシステムの購入のため、随意契約を執行しましたところ、富士電機ITソリューション株式会社関西支社が落札しましたので、契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるところであります。

以上、議案2件についてご説明申し上げます。議員各位にはよろしくご審議の上、ご

賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）市長の説明が終わりました。

これより、議案第17号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 平林君。

〔10番（平林崇行君）登壇〕

○10番（平林崇行君）まず、17号ですけども、議案書におきましては、設備のほうで主操作局、副操作局、谷奥深送信局といろいろ項目は分かれております。1カ所、1カ所、1カ所、129カ所、22カ所、まあ100台と。こういうふうになっております。この図面を見させてもらいますと、私、一番あれなのは、屋外拡声子局ですね。これ、まあ言うたら鉄塔を建てて、長い14mのポールを立てて、スピーカーとアンテナをやって、受信棒をつくってという、私から言うたら簡単な工事なんですよ、こういうのは。129カ所あると。これにあたって分離発注はなかったのかと。

要するに、地元業者でも簡単にできる工事なんですよね。別にこれ、基地局との互換性とかそういうのは一切全く関係なしに、最終調査はメーカー、大きなところが当然したらいいと思いますけども、工事にあたりまして、やっぱりこれぐらいの、私から言うたら本当に簡単な工事ですわ。こういうことを地元の業者に振り分けれるような、そういうふうな分離発注は考えもなかったのかということ。私、いつでも言うてますわね。だから、地元の業者にできることは地元の業者にとということで、地元の業者にできないことは仕方ないですけども。それで、この工事に関しまして、地元の業者から、この工事であれば一部

分離発注してくれればうちらはやれるという声があったのかと。その2点。答弁よろしくお願いします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）お答えをさせていただきます。

まず、直接、声が地元業者からあったのかということにつきましては、直接聞いてございませんでした。

それと、基本的に市の全般の工事につきましては、できるだけ地元業者の方々に技術的に助けていただきたいという考えは変わっておりません。ただ、今回につきましては、総合的に電子機器、コンピュータ関係もセットで対応させていただきたい。それと、工期も19年度、20年度、早急に完成、構築をさせていただきたいということもございましたので、今回橋本市としては、この件に関しましては一括発注ということで決めさせていただいたということでございます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）諸事情の問題もあると思いますけども、私が言うたように、確かにこういうようなコンピュータ関係の、デジタルで出しますから、機械の部分とか操作とか云々はやっぱりその専門家、ここに任すべき、当然やと思います。ですから、じゃあもう一つ、確認と質問なんですけども、もしこういう工事で地元の業者ができるよというのであれば、やはり請負業者に、橋本市の市民憲章の中の第5やったか忘れましたが、勤労という部分での、働くという部分のことをうたっておる以上は、やはり市から出る仕事というのは、地元業者ができるというのであれば、私は拒むことはないと思っております。

ですから、業者にこれを使えとは言わんでよろしいですけども、業者から相談あったときは、地元を優先的に考えてくれということ

は、その業者に申し伝えはしていただけますかどうか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）基本的に、地元でできることは地元でやらせていただきたいと。特に、最近大きな工事もございましたけども、地元の業者の方々にも入っていただいております。今後、そういう業者の方々からのご要望なりありましたときには、当然お話には乗らせていただきたいと考えております。

以上です。

○10番（平林崇行君）答弁もれ。指摘しましょうか。請負業者に対してという話や。声かけておいてくれるかという話。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）議員ご指摘のとおり、そのような形で地元の方に相談には応じさせていただきます。

○議長（中上良隆君）副市長。答弁してください。

副市長。

○副市長（清原雅代君）今回、落札されました業者のほうからそういった相談がございましたら、そういったことを話をしてみたいというふうに思います。

○議長（中上良隆君）指摘してください。

○10番（平林崇行君）要は、地元の業者からこの仕事をしたいと。やっぱり市の仕事やし、地元の仕事をとすということで、行政のほうに聞かれた場合は、行政のほうから、地元からこういう声がありますから、地元業者をできるだけ使っての仕事をやってくださいということを、言っていただけるかどうかという話をしとることです。業者からじゃなしに、地元の声を業者に伝えてあげられるかということ聞いております。地元の声を伝えるか。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君） そのようにお伝えをしていきたいと思えます。

○議長（中上良隆君） ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第17号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君） ご異議なしと認めます。
よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 工事請負契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君） ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第18号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

5番 中西峰雄君。

〔5番（中西峰雄君）登壇〕

○5番（中西峰雄君） 18号の教育用コンピュータシステムですが、随意契約ということになった経過と、それからこのコンピュータ、教育現場にコンピュータを入れることによって、橋本市の教育において、このコンピュータ教育というかIT教育といえますかを、ど

のように進めていこうとされているのか、あるいは活用されようとしているのか。

といいますのは、以前にも私、この議場で申し上げたことがございますけども、今やPCの世帯普及率はもう8割、9割に上がろうとしております。その中で、あえて学校でPCの取り扱いをする必要はあるのかなということ、大変私疑問に思っておりますし、また、現在の総授業時間数の中で、高額な機器を導入されましても、それを十分活用していくということが現実問題としてできていないというふうに私は認識しております。ですから、今後これを入れられてどうされていくのかなど。あるいはそのPC教育に充てる時間をどうやってこしらえていかれるのか。そして、そのPC教育の目標といいますか、ここまで到達したいというものがどう設定されているのか。あるいは教えるのはだれが教えるんですか。教える方はいらっしゃるんですかということも含めまして、お尋ねいたします。

○議長（中上良隆君） 教育次長。

○教育次長（岸田茂利君） 1点目の随意契約なぜかという経過ということなんですけども、このことにつきましては、随意契約という表現になっておりますけども、システムそのものがこういう形態は随意契約と言うそうでございます。といいますのは、橋本市の情報システム調達ガイドラインによりまして、二段階選定方式という選定方式がございます。それを適合する調達ケースにつきましては、全体的なシステム構造の変更を伴うIT調達であるとか、こういったシステム開発を行う場合に採用しているようでございます。

概要といたしましては、調達要件の概要は確定しておりますけれども、実現方法や技術要件が確定していない場合に、要件概要のみを提示しまして、実現方法に関する技術提案を第一段階として提案いただき、後、それを

審査しまして合格となった場合に、第二段階として価格提案をいただくという格好のやり方を二段階選定方式ということと呼んでおりますが、こういう格好が随意契約の方式になるということでございます。

したがって今回の場合、私どもでは教育用コンピュータシステムの構築にあたりまして、情報推進課と外部委員会等とも学校教育課で骨格となる考え方、要求仕様書というのを策定いたしまして、それからお手元でございます15社に対しまして、このいわゆる骨格となる基本方針に沿っての各社の企画というか、プロポーザルを求めまして、うちの要求仕様合っているかどうかということで技術審査を行いまして、それから先ほど申しました二段階目として、価格見積もりいただきまして、裁定業者であるこの業者に落札したという経過でございます。

2点目につきましては、教育長のほうからお願いします。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）LAN整備もそうでございますけれども、教室へのLAN整備も含んでおります。今までコンピュータ室からのだけの授業でありましたが、教室へのLAN整備を整備することによりまして、各教科において教室でそういう指導もできる、各教科にも十分これからも生かしていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（中上良隆君）指導するあれはいつのかどうかという質問。

教育長。

○教育長（森本國昭君）教師の指導する側はどうかということでございますけれども、そういう点はいろいろ講習会も実施しております、そういう指導者もつくれておる状態でございます。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）まず、次長にお答えいただきました部分につきまして、じゃあ第一段階で残られたのは何社あったのか。この指名業者、全部残られたのかどうかですね。この点だけちょっとご答弁いただきたいのと、それと、これは再質問というよりは、答弁もれというか、扱いにさせていただきたいんですけども、要するにこのシステムを導入されて、何を目的とされて今後運用していかれるのか。授業時間で実際、現状どれだけ取られているのですか。これをやって小学校を卒業された時点で、子どもたちがどれだけの到達点に行っているのかということですよ。現実、事業時間数からいって、あまり使えていないというのが現状あると思うんですよ。その辺を今後どうしていかれるのかなということを、先ほどもお聞きしておるんです。

○議長（中上良隆君）答弁もれのほうから先にお答えいただけますか。

教育長。

○教育長（森本國昭君）今まで、先ほど言いましたように、コンピュータ室からの教科での指導だけしかできなかつたわけでございますけれども、今後は教室へのLAN整備によりまして、その授業、教室でも実施数を増やしていけると、そういうふうに思っております。

○議長（中上良隆君）もう少し詳しく丁寧に答弁していただけますか。質問の趣旨は理解できていますか。

教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）失礼しました。私もその辺はちょっと得手ではないんですけども、目標としておりますのは、いわゆる情報教育であるとか、国際理解教育であるとかというのを目途に、文部科学省が18年度ですか、IT戦略という格好で目標を定めまして、IT教育を推進せよという格好に沿って授業に

もっていききたいと。ですから、コンピューター
ルームでの授業だけでなしに、先ほど教育長
のほうからも申し上げました、これとあわせ
まして、LAN整備も行っておりますので、
各教科の授業の中で、いわゆる授業支援等に
活用していきたいと、このように考えており
ます。

時間数につきましては、各教科の中でパソ
コンを活用した授業を行っていききたいと、広
く行っていききたいというふうな考え方でおり
ます。

○議長（中上良隆君）それともう1件、最初
の。

教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）それから、二段階
方式のことなんですけども、15社を指名させ
ていただきまして、いろいろ現場説明等々を
行ったわけですが、その後、11社のほうから、
いろいろその会社が後々のメンテ等、市の要
求に対応できない等々の理由がございまし
て11社が辞退届を出しております。それで、
その4社からの技術提案が出てきまして、そ
れを技術審査会のほうで審査をいただきまし
て、一度目はこちらの要望どおりの、不備な
点がございましたので、もう一度チャンスと
与えて、その4社に企画提案をしていただき
ましたところ、4社ともこちらの要望にこた
えていただける体制が整いました。したが
いまして、その4社で見積もりをいただいた
という形になっております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

答弁もれですか。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）はい。答弁もれ。

○5番（中西峰雄君）現状、1学期にこれ、
小学生、各学年でどれぐらいさわっておるん
ですか。時間。現状。これを入れることによ
って、各授業で活用されると言うてますけど

も、どれぐらいお使いになるつもりですか。
これも再質問ですよ。同じこと聞いてますよ、
さっきから。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）済みません。ちょ
っと調べまして、その時間数につきましては
後ほどお答えさせていただきたいと思いま
すので、よろしく申し上げます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

7番 中谷君。

○7番（中谷和史君）ちょっと新人ゆえに問
違えた質問になるかわかりませんが、
いきなり随意契約を締結したいと。1億4,000
万円承認してくれと言われましても、システ
ムの当初の概要、内容、あるいは教育委員か
らの要望についての資料等ございません。こ
れ、1校にいたしますと、だいたい1,000万円
ほどの各工事になるかと思うんですけれど
も、当初構築予定の、その15社に出された要
望書、あるいは仕様書のようなものが、先
ほどの行政無線のように添付していただ
ければまだ議論できるんですけれど、その
資料を要求したいと思えます。

○議長（中上良隆君）資料。答弁できますか。

教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）まず、システムの
購入、台数のほうからご説明をいたします。

小学校では、概ね今までは2人に1台とい
う格好でしておりましたが、このたびの整備
で1人1台コンピュータールームで整備して
いきたい。そういう格好でだいたい今、各平
均ですけども40台程度。それから図書室用
として各校に3台整備をいたします。それは
児童生徒用なんですけども、教員用としまし
て校長、教頭、事務職員、教務主任、それ
からパソコン教室用の教師用等々を整備
いたします。

それで、小学校ではコンピュータールーム
で460台、図書室用として42台。中学校ではコ

ンピュータルームに240台と図書室用として18台。それから先ほど申しました管理職用として、小学校で902台と中学校で52台の整備を行います。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

その資料は提出できるんやな。

暫時休憩いたします。

（午前11時5分 休憩）

（午前11時14分 再開）

○議長（中上良隆君）それでは再開いたします。

教育長。

○教育長（森本國昭君）中西峰雄議員のお答えでございますけれども、先ほど言わせていただきましたが、今まではコンピュータ室だけでしか、週一度ぐらい程度だったと思います。それしかできませんでしたが、今後、教室へのLAN整備によりまして、教室でもそういうコンピュータを利用するの教科指導にも増やしていきたいと、そういうことでございますが、今後そうしたら何時間ぐらいするのかというご質問でございますけれども、現在、何されておられませんので、きっちりと数字を後に示させていただきますと思います。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）18号について、契約の目的の中で数量一式となっております。数量一式と。これはもう予算が通っておりますので、額面的にはどうこうということないんですが、先ほど小学校では460台、中学校で240台、教職員18台とあらまし説明していただいたんですが、今までの数量というんですか、各小学校に入れられている数量というのか、それはわかっておられると思うんですが、これによって各小学校でどれだけの台数というのか、細かく割って、割ってと言うのか、460

台をどの小学校に何ぼ入るといふの、人数割でわかるのやろうと思うんですけども、その数量の割り当てが、今現在、今出していたきたいとは言いませんけども、そういうのをもしおわかりであると、後日おわかりになった時点で、例えば応其小学校で何台、中学校で何台というのを、もしわかっておれば、そういう表にしてちょっと出していただけたらありがたいと思いますが、その点だけちょっと要望しておきます。

○議長（中上良隆君）要望でよろしいですか。

○23番（井上勝彦君）はい。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第18号については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 物品購入契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。